

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内

CDによる被保険者データの提供は令和7年3月末で終了するため、被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください

被保険者データ※を収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

※被保険者データとは、社会保険に加入している従業員の方などの情報です。日本年金機構がホームページ上で無料で提供している「届書作成プログラム」で簡単に届書を作成する等に活用することができます。

日本年金機構では、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

### <オンライン事業所年金情報サービスとは>

事業主の方が、被保険者データ等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。

現在はGビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。

ご利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

オンライン事業所年金情報サービス 検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)



## ご案内

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ  
令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

※現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

### <資格確認書の手続き>

・令和6年12月2日以降、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書の発行を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者（異動）届」提出時に資格確認書の発行が必要である旨を記載することで、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

※上記届書に新たに「資格確認書発行要否」欄を追加します。新様式や届出の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

・すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書の発行を必要とする場合は協会けんぽに直接申請してください。

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大にともない、適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が直近12カ月のうち6カ月以上である場合は、日本年金機構において当該適用事業所を特定適用事業所に該当したものと取り扱い、「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」をご提出ください。なお、短時間労働者の「被保険者資格取得届」を提出する際は、届書備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を忘れずにチェックしてください。また、届出には電子申請をぜひご利用ください。

ご案内

賞与支払届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！

電子申請の利用準備を今からすることで、冬の賞与支払届の提出に十分間に合います。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会に電子申請をぜひご利用ください。ご利用方法は、同封のリーフレットまたは日本年金機構のホームページをご覧ください。

メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、処理が速く、通知がすぐに届きました



届出のための移動時間や交通費、郵送費を削減できました

届書を印刷する手間がなくなりました

操作が難しいイメージがありましたが、実際使ってみると簡単でした

電子申請の詳細はホームページからご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



ご案内

令和6年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の様々な場所で、年金制度説明会を実施しています。従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続きや制度改正等の情報をわかりやすくお伝えします。各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、本説明会のご利用をぜひご検討いただき、お近くの年金事務所にお申し込みください。なお、説明会は、オンライン形式でも実施しています。

その他、ねんきん月間の主な取り組み内容は以下のとおりです。

- 出張年金相談、年金セミナー
- 日本年金機構公式X（旧Twitter）を活用した年金制度に関するミニ講座の発信
- 職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまへの研修 など

また、11月30日は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に「年金の日」としています。この機会にぜひ「ねんきんネット」をご利用ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>